

城里町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年10月
茨城県東茨城郡城里町

はじめに

1. 趣旨

平成 17 年 2 月 1 日に、東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村が合併し、城里町が誕生しました。これに伴い、過疎地域自立促進特別措置法第 2 条の規定により、過疎地域として指定されていた旧七会村の区域については、合併後も同法第 33 条第 2 項の規定により、一部過疎地域として同法が適用されました。

本計画は、令和 3 年 4 月 1 日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、引き続き旧七会村の区域が一部過疎地域として指定されたことに伴い、同法第 8 条の規定に基づき定めました。

続いて、令和 4 年 4 月 1 日に令和 2 年国勢調査の結果により、旧桂村の区域が指定されたため、本計画の改訂を行います。

2. 対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定により、一部過疎地域とされた旧七会村及び旧桂村の区域を対象とします。

目 次

1 基本的な事項-----	1
(1) 城里町の概況-----	1
ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要-----	1
イ 過疎の状況-----	5
ウ 社会経済的発展の方向-----	6
(2) 人口及び産業の推移と動向-----	6
ア 人口の推移と動向-----	6
イ 産業の推移と動向-----	11
(3) 行財政の状況-----	14
ア 行政の状況-----	14
イ 財政の状況-----	15
ウ 主要公共施設等の整備状況-----	17
(4) 地域の持続的発展の基本方針-----	17
(5) 地域の持続的発展のための基本目標-----	18
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項-----	18
(7) 計画期間-----	19
(8) 公共施設等総合管理計画との整合-----	19
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成-----	19
3 産業の振興-----	20
4 地域における情報化-----	26
5 交通施設の整備、交通手段の確保-----	26
6 生活環境の整備-----	31
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進-----	36
8 医療の確保-----	38
9 教育の振興-----	40

1 0	集落の整備-----	43
1 1	地域文化の振興等-----	44
1 2	再生可能エネルギーの利用の推進-----	46
1 3	その他地域の持続的発展に関し必要な事項-----	46

1 基本的な事項

(1) 城里町の概況

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(自然的条件)

本町は、茨城県の西北部に位置し、南は水戸市、笠間市に接し、東は那珂市、常陸大宮市と那珂川で境し、西は栃木県茂木町に接している。

地形的には、東部側の沖積平野地帯と中西部の八溝山系南端部の標高 200m 前後の丘陵地帯に分かれ、東部に那珂川、中西部に那珂川の支流である藤井川をはじめとする多くの河川が流れている。

地勢は、東西に約 19 キロメートル、南北に約 13 キロメートルに及び、総面積は 161.80 平方キロメートルで、全体の約 62 パーセントを森林が占めている。

年間平均気温は、13.4°C、年間降水量は 1,354mm 前後、降雪は年数回程度と少なく過ごしやすい地域である。

七会地区は、町の西部に位置し、県都水戸市から 25 キロメートル、笠間市より 8 キロメートル圏内、南に笠間市、東に水戸市・(旧常北町)、北に常陸大宮市、西に栃木県茂木町に接している。

地勢は、東西に 8 キロメートル、南北に 10.5 キロメートル、総面積 63.04 平方キロメートルを有し、周囲は八溝山系が走り、鷄足山 (430.5m)、花香月山 (378.2m)、八瓶山 (344.5m)、高取山 (355.9m)、高田山 (255.4m) 等の山岳によって囲まれている。

河川は藤井川、塩子川、涸沼川が西から東へ流れしており、いずれも最上流部である。

桂地区は、町の北部に位置し、南は江川を境に旧常北町、北及び東は常陸大宮市、西は旧七会村に接している。

地勢は、東西に 8.5 キロメートル、南北に 7.5 キロメートル、総面積 46.33 平方キロメートルを有し、那珂川流域の平坦地帯と八溝山に連なる台地とに二分される。

河川は東側に那珂川、錫高野の奥地から流れて岩船川と合流し那珂川に注ぐ桂川、その他皇都川、江川と水利に恵まれている。

(歴史的条件)

本町は、明治 22 年の市町村制施行時に、石塚村、小松村、西郷村、坪村、岩船村、沢山村、七会村の 7 村に分かれていた。大正 8 年に石塚村が町制を施行し石塚町となり、昭和 30 年には、石塚町と小松村、西郷村が合併し常北町が誕生し、同じく坪村と岩船村、沢山村が合併し桂村が誕生した。

七会地区は、明治 22 年 4 月 1 日の市町村制によって七つの村を合併し七会村となり、平成元年に村制施行 100 周年を迎えた。

平成 17 年 2 月 1 日に常北町と桂村、七会村が合併し城里町が誕生し、平成 27 年に合併 10 周年を迎えた。

(社会的・経済的条件)

本町は、県都水戸市に接し、首都圏 100 キロメートル圏内に位置しており、常磐自動車道をはじめとする主要高速道路など交通アクセスに恵まれている。

水戸市から宇都宮市に至る国道 123 号が町内東部を南北に縦断し、主要地方道水戸茂木線、日立笠間線、笠間緒川線、石岡城里線、一般県道阿波山徳蔵線、錫高野石

塙線、鶴足山線、鶴足山片庭線、真端水戸線、赤沢茂木線が縦横に走っている。

これらの幹線道路は、山がちな地形から狭隘区間もあり、通過交通の増加に伴い円滑な通行に支障をきたしている箇所もある。

公共交通は、町内全域にデマンド交通「ふれあいタクシー」の運行や民間路線バスによる町内各地域と常陸大宮市（旧御前山村地区）、水戸市を結ぶ運行があるが、乗客数の減少などが課題である。

経済交流圏は、水戸市、常陸大宮市、笠間市、栃木県茂木町とのつながりが深い。

土地利用については、総面積 161.80 平方キロメートルのうち田、畠が 28.65 平方キロメートル（18 パーセント）、山林、原野が 99.79 平方キロメートル（62 パーセント）、宅地 7.18 平方キロメートル（4 パーセント）、その他が 26.16 平方キロメートル（16 パーセント）となっている。

町東部側の沖積平野地帯と全体の約 62 パーセントを占める山林原野が西部側にあり、自然環境に恵まれた地域であるが、今後森林の保全など維持機能対策が課題となっている。

七会地区の主要道路は、水戸市より栃木県茂木町に通ずる県道水戸茂木線が東西に走り、東北より南に走る県道阿波山徳蔵線、笠間市より七会地区中央部を南北に走る県道笠間緒川線、両線の合流地点から下赤沢を経て笠間市に至る県道鶴足山線並びに鶴足山片庭線、更に涸沼川沿いに走る県道真端水戸線があり、地区住民の生活道路、産業道路としての役割を果たしている。南部（徳蔵、上・下赤沢、真端、大網）は笠間市と県道笠間緒川線を通じ深いかかわりをもち、東部（小勝）は常北地区と、北部

（塩子）は栃木県茂木町と県道水戸茂木線を通じ旧来から日常生活に深くかかわりつつ発展してきたが、自動車の普及とともに生活体系も変化し、水戸市方面に生活圏が拡大してきている。

桂地区の主要道路は、南北に走る国道 123 号を中心に、東西に走る県道阿波山徳蔵線、錫高野石塙線、日立・笠間線がある。特に国道 123 号バイパスの一部開通により、水戸方面への交通アクセスは飛躍的に向上し、これからも利便性の向上が期待されるところである。

また、水戸北スマートインターチェンジの供用開始や七会地区及び桂地区を通過する通称「ビーフライン」や笠間市を通過する北関東自動車道などの交通網が整備され、隣接する茂木町の「モビリティリゾートもてぎ」などレジャー施設により大きな影響を受けている。このため、恵まれた自然環境と立地条件を活かしていくことにより基幹産業である農林業の充実を図るとともに、観光レクリエーション基地として整備を進めていくことが充分可能な条件を有している。

七会地区及び桂地区的主産業は農業で、米、施設園芸、特用林産物などがあるが、経営耕地面積も少なく、労働力が他産業に移行し高齢化と後継者不足が懸案となっている。

そのような中、城里町ブランド推奨品である「レッドポアロー」や「ななかいの里コシヒカリ」が、お米日本一コンテストで最優秀賞を受賞するなど、特産品としての価値を高め、他農産物の広い普及を町内外に図っている。

施設として物産センター「山桜」「道の駅かつら」があり、町内外の利用客がある。

また、平成 30 年 2 月には、廃校となった「旧七会中学校」の跡地を利用し、役場支所・公民館機能と、J リーグチーム「水戸ホーリーホック」のクラブハウス及び練習場を融合させた「城里町七会町民センター」を開設した。同施設は「アツマーレ」の愛称で全国的に有名な施設となっている。

桂地区では、廃校となった「旧北方小学校」跡地が、茨城県埋蔵文化財センター「い

せきぴあ茨城」として利用され、地域の歴史や文化への普及・啓発の拠点となっている。

【市町村合併に伴う新町（城里町）と各旧町村の位置】

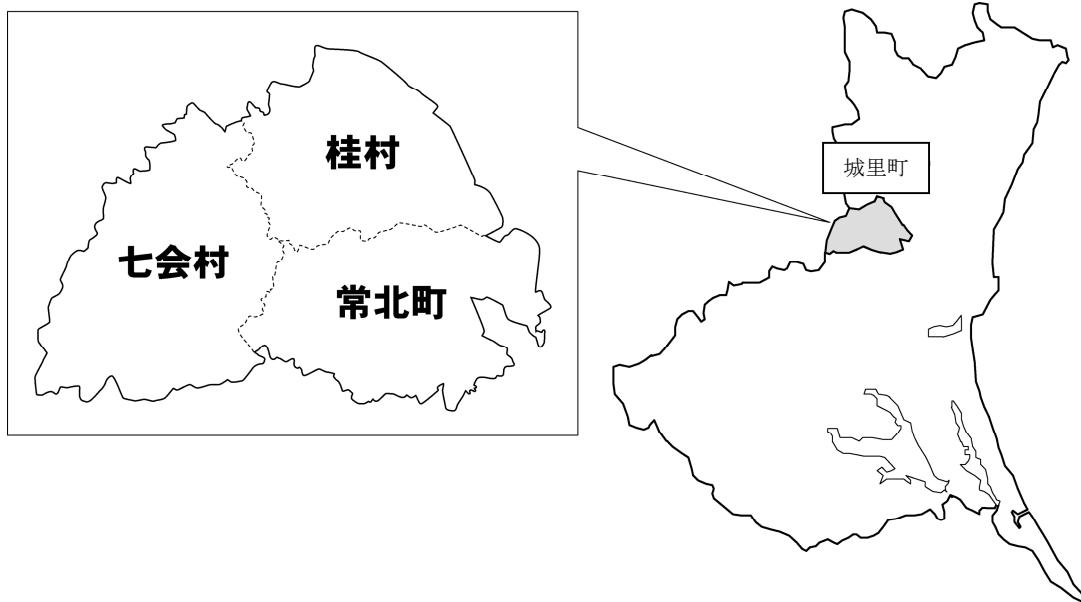


表1－1 地目別土地の推移（城里町）

年度 地目	昭和 60 年度		平成 2 年度		平成 7 年度		平成 12 年度		平成 17 年度	
	面積 (千m ²)	構成比 (%)								
田	12,748	7.9	12,966	8	12,862	7.9	12,648	7.8	12,517	7.7
畑	19,147	11.9	18,654	11.5	17,976	11.1	17,185	10.6	16,747	10.4
宅地	5,023	3.1	5,560	3.4	6,007	3.7	6,599	4.1	6,948	4.3
山林・原野	99,384	61.6	103,679	64	94,525	58.3	93,158	57.6	100,810	62.3
その他	25,018	15.5	21,251	13.1	30,740	19	32,140	19.9	24,708	15.3
計	161,320	100	162,110	100	162,110	100	161,730	100	161,730	100

年度 地目	平成 22 年度		平成 27 年度		令和 2 年度	
	面積 (千m ²)	構成比 (%)	面積 (千m ²)	構成比 (%)	面積 (千m ²)	構成比 (%)
田	12,400	7.7	12,369	7.6	12,345	7.6
畑	16,585	10.3	16,445	10.2	16,312	10.1
宅地	7,043	4.4	7,142	4.4	7,188	4.4
山林・原野	99,975	61.8	99,878	61.7	99,790	61.7
その他	25,727	15.9	25,966	16.1	26,165	16.2
計	161,730	100	161,800	100	161,800	100

(固定資産概要調書)

表1－2 過疎地域の地目別土地の推移（七会地区のみ：市町村合併まで）

年度 地目	昭和 60 年度		平成 2 年度		平成 7 年度		平成 12 年度		平成 17 年度	
	面積 (千m ²)	構成比 (%)								
田	2,655	4.2	2,645	4.2	2,699	4.3	2,651	4.2	2,545	4.0
畑	2,205	3.4	2,151	3.4	1,999	3.2	1,841	2.9	1,625	2.6
宅地	597	0.9	615	1	672	1.1	903	1.4	933	1.5
山林・原野	50,781	79.4	50,815	80.1	49,592	78.2	48,618	77.1	49,060	77.8
その他	7,702	12	7,194	11.3	8,458	13.3	9,027	14.3	8,877	14.1
計	63,940	100	63,420	100	63,420	100	63,040	100	63,040	100

イ 過疎の状況

昭和 30 年代以降の日本経済の高度成長は、農山漁村を中心とする地方の人口を急速に都市部へと吸収する結果をもたらした。本町においても、昭和 35 年には 24,646 人であった人口も、平成 27 年には 19,800 人と 19.6 パーセント減少した。

昭和 45 年に旧七会村が過疎地域対策緊急措置法により、昭和 55 年には旧桂村が過疎地域振興特別措置法によりそれぞれ過疎地域の指定を受け、以来、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法を経て現在まで 30 年余にわたり、交通通信体系、教育文化施設、生活環境の整備、医療の確保、産業の振興等過疎対策事業を実施し、地域の活性化と住み良いむらづくりに努めてきた。

旧桂村は、過疎地域自立促進特別措置法の指定期間中に定住促進等が進んだことから、平成 12 年に過疎指定地域からの脱却を図ったところであるが、令和 2 年国勢調査の結果を踏まえ、令和 4 年 4 月 1 日に地域指定を受けた。

七会地区の人口は、国勢調査で昭和 35 年には 4,029 人であったが、昭和 60 年には 2,795 人となり 25 年間で 1,234 人（30.6 パーセント）の減少である。昭和 60 年から平成 2 年では 84 人（3.1 パーセント）の減少、平成 7 年から平成 12 年では 123 人（4.7 パーセント）の減少、平成 12 年から平成 22 年では 368 人（14.7 パーセント）の減少、平成 22 年から平成 27 年では 263 人（12.3 パーセント）の減少で推移している。

若年者の増減率は 15 歳から 29 歳未満が昭和 55 年から昭和 60 年で 23.8 パーセント、昭和 60 年から平成 2 年で 11.9 パーセント、平成 2 年から平成 7 年で 3.9 パーセントと減少してきたが、平成 7 年から平成 12 年では 6.5 パーセントと一時的に増加したが、平成 22 年から平成 27 年では 25.6 パーセントの大幅な減少となっている。

65 歳以上の高齢者増減率で、昭和 55 年から昭和 60 年で 6.4 パーセント、昭和 60 年から平成 2 年で 13.1 パーセント、平成 2 年から平成 7 年で 24.1 パーセントとなってきたが、平成 7 年から平成 12 年では 5.4 パーセントと若干の伸びとなり、平成 12 年から平成 17 年では 2.4 パーセントの減少、平成 17 年から平成 22 年では 5.9 パーセント、平成 22 年から平成 27 年では 0.5 パーセントの減少となっている。

桂地区の人口は、国勢調査で昭和 35 年には 8,785 人であったが、昭和 60 年には 6,766 人となり 25 年間で 2,019 人（22.9 パーセント）の減少である。昭和 60 年から平成 2 年では 78 人（1.1 パーセント）の減少、平成 7 年から平成 12 年では 91 人（1.3 パーセント）の増加、平成 12 年から平成 22 年では 656 人（9.3 パーセント）の減少、平成 22 年から平成 27 年では 617 人（9.6 パーセント）の減少で推移している。

若年者の増減率は 15 歳から 29 歳未満が昭和 55 年から昭和 60 年で 12.0 パーセント、昭和 60 年から平成 2 年で 9.7 パーセントと減少してきたが、平成 2 年から平成 7 年で 0.4 パーセント、平成 7 年から平成 12 年では 2.9 パーセントと一時的に増加したが、平成 22 年から平成 27 年では 18.0 パーセントの減少となっている。

65 歳以上の高齢者増減率は、昭和 55 年から昭和 60 年で 8.2 パーセント、昭和 60 年から平成 2 年で 15.3 パーセント、平成 2 年から平成 7 年で 13.9 パーセント、平成 7 年から平成 12 年では 9.2 パーセント、平成 12 年から平成 17 年では 6.9 パーセント、平成 17 年から平成 22 年では 4.8 パーセント、平成 22 年から平成 27 年では 2.6 パーセントの増加となっている。

道路網の整備は、生活道路としての町道整備が順調に図られてきた。土地基盤整備についてもほぼ完了し、経営の近代化、合理化が進められた。

教育施設では小中学校ともに統廃合が進み、七会地区では小学校 1 校となっており、

桂地区では小学校2校、中学校1校となっている。

生活環境では、平成18年度から平成21年度までの4か年での徳蔵地区への給水事業により未普及地区が解消された。

また、桂地区での公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備、合併処理浄化槽の設置など着々と整備が図られ、基礎的な生活環境の整備は改善されてきた。

産業振興面では、特に観光レクリエーション事業に重点を置き、都市部との交流を通して地場産業の育成に努めている。平成4年4月に特産品直売センターとして開設し平成5年4月に県内初の道の駅となった「道の駅かつら」が、七会地区では平成16年4月には物産センター「山桜」がオープンし、賑わいを見せてているところである。

しかし、安定した就労の場が少ないとや農林業所得の低迷などによる兼業化へ一層拍車がかかり、それに加え主要道路などの交通体系の整備が進むとともに自動車の普及により就労の場の広域化が進んでいる。

ウ 社会経済的発展の方向

本町は、県都水戸市に接し、首都圏100キロメートル圏内に位置しており、常磐自動車道水戸インターチェンジに約10キロメートル、水戸北スマートインターチェンジに約8キロメートル、北関東自動車道友部インターチェンジに約18キロメートルの距離にある。

水戸市から宇都宮市に至る国道123号が町内東部を南北に縦断し、主要地方道4路線、一般県道6路線が縦横に走っている。

北東部には一級河川の那珂川が流れ、その一帯に水田地帯が開けている。

また、「道の駅かつら」も河川沿いの一角に立地しており、住民に憩いの場をもたらしている。

中西部は、比較的大らかな丘陵地帯として、都市部との交流を目指した2つの総合野外活動センターなどの観光レクリエーション施設の整備を行った。

また、平成14年には健康増進施設「ホロルの湯」が完成し、隣接する観光施設である総合野外活動センター「ふれあいの里」を含め、町内外から多くの利用を得ている。

七会地区は、森林面積が地区総面積の約8割を占めていることもあり、古くから農業を中心とした第一次産業が中心となってきたが、経営規模も小さく地理的・社会的条件から若者の流出が進み、後継者不足等に至っている。

桂地区は、比較的大規模な工場などによる雇用の場はあるが、七会地区と同様に全町的に若年層の流出が見られ、そのような状況による影響がある。

そのような中、既存施設や地域資源を活用した持続的発展の展望が望まれる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和35年に24,646人であったが、平成27年には19,800人となっており、比較すると人口で4,846人、率にして19.6パーセントの減少となっている。

地区単位で見ると、常北地区では水戸市と隣接しアクセス条件などが良好なことや安価な土地が提供できることで住宅需要が増え、昭和60年以降急激な人口増となった時期もあった。桂地区では、昭和35年に8,785人であった人口も年々減少し、平

成 2 年まで減少が続いてきた。昭和 55 年に過疎地域として指定以来、公共インフラ整備を進める一方住宅整備にも力を注ぎ、平成 7 年からは人口増となり平成 12 年に 7,050 人となり過疎指定地域から脱却したところである。

七会地区は、昭和 25 年の 4,541 人をピークに、昭和 30 年以降の高度成長の中、減少の一途をたどってきた。

人口の減少率をみると表 2－2 で示したように昭和 35 年から昭和 60 年の 25 年間において 30.6 パーセントと高い減少率を示しているが、これは高度経済成長期に若年層が就労の場を求めて都市部へ流出したものである。

昭和 60 年以降は、総人口の減少率も鈍化傾向にあるが、若年者層は平成 2 年まで依然として 10 パーセント以上の減少を示し、平成 12 年では若干増加したが、平成 17 年以降は再び減少に転じている。

一方で、高齢者比率が急激な増加をたどっており、平成 27 年度では 32.6 パーセントとなっている。

桂地区は、表 2－3 のように昭和 35 年から平成 2 年までは減少傾向であったが、平成 2 年から平成 12 年にかけては増加傾向となった。

その後に再び減少傾向となっており、七会地区と同様に高齢者比率も増加している。

両地区とも近年は、若年層の減少による少子化が深刻となっており、若者の定住・人口増加対策が課題となっている。

表2－1 人口の推移（城里町）（国勢調査）

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数(人)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	24,646	22,561	△8.5	21,167	△6.2	20,460	△3.3	20,461	0
0 歳～14 歳	8,690	6,888	△20.7	5,317	△22.8	4,417	△16.9	4,102	△7.1
15 歳～64 歳	13,800	13,454	△2.5	13,443	△0.1	13,368	△0.6	13,407	0.3
うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,760	4,320	△9.2	4,392	1.7	4,334	△1.3	4,136	△4.6
65 歳以上 (b)	2,151	2,219	2.9	2,407	8.5	2,675	11.1	2,952	10.4
(a)／総数 若年者比率	19.3%	19.1%	—	20.7%	—	21.2%	—	20.2%	—
(b)／総数 高齢者比率	8.7%	9.8%	—	11.4%	—	13.1%	—	14.4%	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	20,437	△0.1	20,721	1.4	21,979	6.1	23,007	4.7	22,993	△0.1
0 歳～14 歳	4,008	△2.3	3,703	△7.6	3,872	4.6	3,675	△5.1	3,152	△14.2
15 歳～64 歳	13,253	△1.1	13,190	△0.5	13,476	2.2	14,077	4.5	14,165	0.6
うち 15 歳～ 29 歳(a)	3,595	△13.1	3,469	△3.5	3,598	3.7	3,792	5.4	3,570	△5.9
65 歳以上 (b)	3,176	7.6	3,828	20.5	4,631	21.0	5,255	13.5	5,676	8.0
(a)／総数 若年者比率	17.6%	—	16.7%	—	16.4%	—	16.5%	—	15.5%	—
(b)／総数 高齢者比率	15.5%	—	18.5%	—	21.1%	—	22.8%	—	24.7%	—

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	21,491	△6.5	19,800	△7.8	18,097	△8.6
0 歳～14 歳	2,520	△20.0	1,970	△21.8	1,559	△20.8
15 歳～64 歳	12,991	△8.2	11,561	△11.0	9,746	△15.6
うち 15 歳～ 29 歳(a)	2,984	△16.4	2,484	△16.7	1,990	△19.8
65 歳以上 (b)	5,979	5.3	6,260	4.6	6,774	8.2
(a)／総数 若年者比率	13.8%	—	12.5%	—	10.9%	—
(b)／総数 高齢者比率	27.8%	—	31.6%	—	37.4%	—

※年齢不詳 (H27,9 名 R2,18 名) 除く

表2-2 過疎地域の人口の推移（七会地区）（国勢調査）

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数(人)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	4,029	3,469	△13.9	3,159	△8.9	3,015	△4.6	2,892	△4.1
0 歳～14 歳	1,559	1,223	△21.6	895	△26.8	636	△28.9	578	△9.1
15 歳～64 歳	2,153	1,931	△10.3	1,929	△0.1	1,978	2.5	1,890	△4.4
うち 15 歳～ 29 歳(a)	713	534	△25.1	572	△7.1	696	21.6	617	△11.4
65 歳以上 (b)	317	315	△0.6	335	6.3	401	19.7	424	5.7
(a)／総数 若年者比率	17.7%	15.4%	—	18.1%	—	23.1%	—	21.3%	—
(b)／総数 高齢者比率	7.9%	9.1%	—	10.6%	—	13.3%	—	14.7%	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	2,795	△3.4	2,711	△3.1	2,621	△3.3	2,498	△4.7	2,351	△5.9
0 歳～14 歳	581	0.5	529	△8.9	488	△7.8	388	△20.5	302	△22.2
15 歳～64 歳	1,763	△6.7	1,672	△5.2	1,500	△10.3	1,443	△3.8	1,398	△3.1
うち 15 歳～ 29 歳(a)	470	△23.8	414	△11.9	398	△3.9	424	6.5	411	△3.1
65 歳以上 (b)	451	6.4	510	13.1	633	24.1	667	5.4	651	△2.4
(a)／総数 若年者比率	16.8%	—	15.3%	—	15.2%	—	17.0%	—	17.5%	—
(b)／総数 高齢者比率	16.1%	—	18.8%	—	24.2%	—	26.7%	—	27.7%	—

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	2,130	△9.4	1,867	△12.3	1,596	△14.5
0 歳～14 歳	233	△22.8	172	△26.1	123	△28.4
15 歳～64 歳	1,285	△8.0	1,086	△15.4	841	△22.5
うち 15 歳～ 29 歳(a)	332	△19.2	247	△25.6	159	△35.6
65 歳以上 (b)	612	△5.9	609	△0.5	631	3.6
(a)／総数 若年者比率	15.5%	—	13.2%	—	9.9%	—
(b)／総数 高齢者比率	28.7%	—	32.6%	—	39.5%	—

表2-3 過疎地域の人口の推移（桂地区）（国勢調査）

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数(人)	実数(人)	増減率 (%)						
総 数	8,785	7,938	△9.6	7,223	△9.0	6,896	△4.5	6,850	△0.7
0 歳～14 歳	3,094	2,400	△22.4	1,781	△25.8	1,431	△19.6	1,277	△10.7
15 歳～64 歳	4,870	4,731	△2.9	4,555	△3.7	4,461	△2.1	4,461	0
うち 15 歳～ 29 歳(a)	1,631	1,450	△11.1	1,404	△3.2	1,352	△3.7	1,353	0.1
65 歳以上 (b)	821	807	△1.7	887	9.0	1,004	11.6	1,112	10.7
(a)／総数 若年者比率	18.6%	18.3%	—	19.4%	—	19.6%	—	19.8%	—
(b)／総数 高齢者比率	9.35%	10.27%	—	12.28%	—	14.56%	—	16.2%	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	6,766	△1.2	6,688	△1.2	6,949	3.9	7,040	1.3	6,831	△2.9
0 歳～14 歳	1,239	△3.0	1,121	△9.5	1,173	4.4	1,126	△4.0	915	△18.7
15 歳～64 歳	4,324	△3.1	4,180	△3.3	4,166	△0.3	4,155	△0.2	4,035	△2.8
うち 15 歳～ 29 歳(a)	1,191	△12.0	1,075	△9.7	1,079	0.4	1,111	2.9	1,002	△9.8
65 歳以上 (b)	1,203	8.2	1,387	15.3	1,610	13.9	1,759	9.2	1,881	6.9
(a)／総数 若年者比率	17.6%	—	16.1%	—	15.5%	—	15.7%	—	14.6%	—
(b)／総数 高齢者比率	17.8%	—	20.7%	—	23.2%	—	24.9%	—	27.5%	—

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	6,384	△6.5	5,767	△9.6	5,212	△9.6
0 歳～14 歳	710	△22.4	507	△28.5	369	△27.2
15 歳～64 歳	3,701	△8.2	3,234	△12.6	2,644	△18.2
うち 15 歳～ 29 歳(a)	871	△13.0	714	△18.0	529	△25.9
65 歳以上 (b)	1,972	4.8	2,025	2.6	2,199	8.5
(a)／総数 若年者比率	13.6%	—	12.3%	—	10.1%	—
(b)／総数 高齢者比率	30.8%	—	35.1%	—	42.1%	—

※ (H22,H27) 年齢不詳 (1 名) 除く

表3 人口の見通し（城里町） （城里町人口ビジョン）

	2025年	2030年	2035年	2040年
将来人口	18,456人	17,818人	17,357人	17,055人

イ 産業の推移と動向

本町の産業構造（産業分野別就業者数）は、平成27年の国勢調査で、第一次産業が11.3パーセント、第二次産業24.8パーセント、第三次産業が63.9パーセントとなっている。

七会地区の産業構造をみると、昭和35年では第一次産業就業人口比率が最も高く80.5パーセントを占める農林業主体の社会であったが、昭和60年には第一次産業の割合が37.3パーセント、第二次産業が29.6パーセント、第三次産業が33.0パーセントとなっており、平成2年には第三次産業の割合が41.1パーセント、平成12年48.8パーセント、平成17年52.3パーセント、平成27年には55.4パーセントと増加の一途をたどり第三次産業への移行が顕著となってきている。

桂地区でも、同様の傾向が見られる。

このように基幹産業であった農林業主体の第一次産業が大きく後退した要因には農林業を取り巻く諸条件や零細な経営規模であるため将来展望が望めず農業離れが進行し、安定した就業の場を求め、第三次産業へ移行した経緯がある。

若年層においては、交通体系の整備により水戸市をはじめ近隣市町村への通勤者が増えており、この傾向は今後も続くものと思われる。

表4－1 産業別人口の推移（城里町）（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 12,848		人 11,514	% △10.4	人 10,758	% △6.6	人 11,340	% 5.4	人 11,665	% 2.9
第一次産業 就業人口比率	63.6%	66.0%	—	61.5%	—	46.9%	—	39.6%	—	
第二次産業 就業人口比率	7.0%	9.7%	—	16.7%	—	18.6%	—	22.4%	—	
第三次産業 就業人口比率	19.4%	24.3%	—	21.7%	—	34.5%	—	38.1%	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 11,563	% △0.1	人 11,669	% 0.1	人 11,915	% 2.1	人 12,136	% 1.7	人 11,942	% △1.6
第一次産業 就業人口比率	35.2%	—	28.4%	—	22.9%	—	16.9%	—	15.4%	—
第二次産業 就業人口比率	25.1%	—	27.2%	—	28.3%	—	29.4%	—	26.5%	—
第三次産業 就業人口比率	39.7%	—	44.4%	—	48.8%	—	53.7%	—	57.5%	—

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 10,580	% △11.4	人 10,393	% △1.7
第一次産業 就業人口比率	10.9%	—	11.3%	—
第二次産業 就業人口比率	25.5%	—	24.8%	—
第三次産業 就業人口比率	63.6%	—	63.9%	—

表4－2 過疎地域の産業別人口の推移（七会地区）（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 2,083	人 1,653	% △20.6	人 1,706	% 3.2	人 1,717	% 0.6	人 1,704	% △6.0	
第一次産業 就業人口比率	80.5%	76.7%	—	59.4%	—	45.6%	—	42.0%	—	
第二次産業 就業人口比率	8.9%	8.5%	—	21.9%	—	26.0%	—	27.3%	—	
第三次産業 就業人口比率	10.6%	14.8%	—	18.7%	—	28.4%	—	30.7%	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,602	% △6.0	人 1,521	% △5.1	人 1,361	% △10.5	人 1,307	% △4.0	人 1,247	% △4.6
第一次産業 就業人口比率	37.3%	—	31.0%	—	29.6%	—	23.6%	—	20.7%	—
第二次産業 就業人口比率	29.6%	—	27.9%	—	25.5%	—	27.6%	—	27%	—
第三次産業 就業人口比率	33.0%	—	41.1%	—	44.9%	—	48.8%	—	52.3%	—

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,077	% △13.6	人 1,031	% △4.2
第一次産業 就業人口比率	17.6%	—	20.9%	—
第二次産業 就業人口比率	25.7%	—	23.7%	—
第三次産業 就業人口比率	56.6%	—	55.4%	—

表4-3 過疎地域の産業別人口の推移（桂地区）（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 4,760	人 4,177	% △12.2	人 4,189	% 0.2	人 3,958	% △5.5	人 4,056	% 2.4	
第一次産業就業人口比率	79.8%	72.2%	—	64.5%	—	54.5%	—	46.5%	—	
第二次産業就業人口比率	6.1%	9.4%	—	12.9%	—	16.0%	—	21.0%	—	
第三次産業就業人口比率	14.1%	18.4%	—	22.6%	—	29.5%	—	32.5%	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,007	% △1.2	人 3,839	% △4.1	人 3,862	% 0.6	人 3,725	% △3.5	人 3,576	% △4.0
第一次産業就業人口比率	42.7%	—	33.8%	—	28.0%	—	21.5%	—	21.0%	—
第二次産業就業人口比率	24.1%	—	28.3%	—	29.5%	—	32.4%	—	29.4%	—
第三次産業就業人口比率	33.2%	—	37.8%	—	42.4%	—	46.1%	—	49.6%	—

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,112	% △12.9	人 2,985	% △4.0
第一次産業就業人口比率	14.9%	—	13.9%	—
第二次産業就業人口比率	27.0%	—	27.1%	—
第三次産業就業人口比率	58.1%	—	59.0%	—

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

社会経済情勢の大きな変化や住民ニーズの多様化に伴い、地方行政を取り巻く環境がますます厳しさを増している中で、従来型の行政スタイルではさまざまな課題に対応できない状況となってきた。

加えて、地方は少子高齢化や行政需要の多様化に伴い、行政ニーズへの対応も多種多様となっている。

また、地方分権改革(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)の推進により、今後さらに市町村への権限移譲等が進み、自己決定・自己責任の下での市町村体制が強く求められており、市町村の行政能力の充実が急務となっている。

これら市町村を取り巻く環境を整えるために、常北町・桂村・七会村は平成14年度から合併協議を進め、平成17年2月1日に合併し城里町となった。

今後、新町としての一体性を早急に確立し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るとともに、効率性・独自性ある自治体の基盤を強化し、安心で安全なまちとし

ての行政サービスを推し進めていくものとする。

イ 財政の状況

本町は、自然的・社会的条件などの類似した地域性や共通課題をもった隣接町村が合併し広範囲な行政区域となり、中心部と平坦な農業地域、山間地域における行政需要が増大すると思われ、財政的にも極めて厳しい状況となっている。

(表5-1、表5-2、表5-3参照)

自主財源の根幹を成す町税収入は低い状況であり、普通交付税、地方債等の依存財源に大きく依存する極めて脆弱な財政構造である。今後は、人口減少により財源確保は一層厳しい状況となることが予測される。

歳出面では、行政のスリム化に努めているものの、扶助費等の義務的経費が増加傾向にあることに加え、少子高齢化社会の急速な進行など、社会情勢の変化に対応した施策が喫緊の課題であり、多額の財政需要が見込まれていることから、将来にわたり収支のバランスのとれた財政構造を構築しながら政策の着実な実現、状況に応じた適切な対応を図り、前例にとらわれず事業内容や事業実施主体の見直し等、全ての経費において削減を行っていかなければならない。

今後、ますます多様化する住民の要請に応え、安定的な発展を図るために、歳出の節減合理化を進め必要な財源の安定的な確保に努めなければならない。

表5-1 市町村の財政の状況 (城里町) 単位：千円

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	10,356,315	10,293,751	11,040,219
一般財源	6,868,041	6,919,659	7,036,660
国庫支出金	1,115,421	864,232	1,099,754
都道府県支出金	459,059	698,375	657,882
地方債	1,029,940	650,660	954,427
うち過疎債	0	45,700	27,400
その他	883,854	1,160,825	1,291,496
歳出総額 B	9,736,276	9,501,564	9,471,883
義務的経費	4,048,426	4,046,084	3,675,921
投資的経費	1,362,974	1,289,620	1,457,690
うち普通建設事業	1,331,256	1,210,553	1,331,612
その他	4,324,876	4,165,860	4,338,272
過疎対策事業費	0	45,886	34,318
歳入歳出差引額 C (A-B)	620,039	792,187	1,568,336
翌年度へ繰越すべき財源 D	574,352	401,377	1,157,490
実質収支 C-D	45,687	390,810	410,846
財政力指数	0.40	0.38	0.37
公債費負担比率 %	17.2	15.7	9.9
実質公債費比率 %	16.1	12.4	10.3
起債制限比率 %	-	-	-
経常収支比率 %	84.7	85.9	89.8
将来負担比率	138.0	75.2	59.6
地方債現在高	11,871,384	10,491,890	10,571,456

表5－2 市町村の財政の状況

(七会地区：市町村合併前)

単位：千円

区 分	平成 12 年度	平成 15 年度
歳 入 総 額 A	2,220,590	2,082,693
一 般 財 源	1,483,974	1,171,841
国 庫 支 出 金	98,647	83,633
都 道 府 県 支 出 金	122,315	156,866
地 方 債	259,755	349,300
う ち 過 疎 債	231,000	184,700
そ の 他	255,899	321,053
歳 出 総 額 B	2,166,987	2,042,807
義 務 的 経 費	871,845	891,662
投 資 的 経 費	615,286	476,579
う ち 普 通 建 設 事 業	572,799	476,579
そ の 他	679,856	674,566
過 疎 対 策 事 業 費	348,127	367,856
歳 入 歳 出 差 引 額 C (A-B)	53,603	39,886
翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源 D	52	16,696
実 質 収 支 C-D	53,551	23,190
財 政 力 指 数	0.29	0.28
公 債 費 負 担 比 率 %	19.6	21.7
起 債 制 限 比 率 %	10.9	11.7
経 常 収 支 比 率 %	88.2	91.1
地 方 債 現 在 高	2,633,571	2,719,432

表5－3 市町村の財政の状況 (桂地区：市町村合併前)

単位：千円

区 分	平成 15 年度
歳 入 総 額 A	4,102,060
一 般 財 源	2,237,921
国 庫 支 出 金	254,342
都 道 府 県 支 出 金	163,637
地 方 債	726,300
う ち 過 疎 債	168,300
そ の 他	719,860
歳 出 総 額 B	3,870,818
義 務 的 経 費	1,456,667
投 資 的 経 費	1,041,353
う ち 普 通 建 設 事 業	1,041,353
そ の 他	1,372,798
過 疎 対 策 事 業 費	161,037
歳 入 歳 出 差 引 額 C (A-B)	231,242
翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源 D	0
実 質 収 支 C-D	231,242
財 政 力 指 数	0.25
公 債 費 負 担 比 率 %	21.1
起 債 制 限 比 率 %	11.1
経 常 収 支 比 率 %	88.3
地 方 債 現 在 高	4,856,080

ウ 主要公共施設等の整備状況

本町の主要公共施設の整備状況は、表6のとおりである。

七会地区は、これまで過疎地域として年次計画により順次進めてきたところであり、全般的に整備され行政効果を高めてきたところである。

医療面では、城里町国民健康保険七会診療所による、医師2人体制(歯科医含む)をとり、診療体制の充実が図れてきている。

また、教育面では少子化等により、年々児童生徒数が減少し、小中学校ともに統廃合が進み、小学校1校のみとなっている。

桂地区も、必要な整備等を進め、医療面では城里町国民健康保険沢山診療所歯科診療室や民間病院による診療体制となっている。

教育面では七会地区と同様に少子化等の影響を受け、学校統廃合により小学校2校、中学校1校となっている。

表6 主要公共施設等の整備状況 (城里町)

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成25年度末	令和元年度末
町道 (m)	—	—	744,255	747,989	800,104	803,012	804,096
改良率 (%)	—	—	21.0	28.2	30.7	31.3	31.6
舗装率 (%)	—	—	35.1	43.2	47.8	48.6	48.7
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—	7.9	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	—	1.7	1.7	1.2	1.2
水道普及率 (%)	27.1	72.8	81.9	91.0	97.5	99.0	99.1
水洗化率 (%)	—	—	—	32.7	59.0	73.1	79.7
病院、診療所の病床数 (床)	275	277	277	277	228	144	50
小学校 (校)	11	11	10	10	10	5	5
危険校舎面積比率 (%)	—	12.9	0.1	—	—	—	—
中学校 (校)	3	3	3	3	3	3	2
危険校舎面積比率 (%)	—	—	—	—	—	—	—

(地方財政状況調)

(4) 地域の持続的発展のための基本方針

本町の過疎地域は、旧七会村が昭和45年に、昭和55年に旧桂村が過疎地域に指定されて以来、30年余にわたり過疎脱却、生活基盤の整備を目指し過疎対策事業を積極的に実施してきた。その結果、基礎的な公共施設の整備をはじめ産業の基盤整備などにより、生活環境は全般的に効果をあげてきた。旧桂村においては、定住促進等により人口増加が図られ、過疎地域自立促進特別措置法施行時に過疎地域からの脱却を図ったところである。

しかしながら、七会地区では引き続き過疎地域の指定を受け、地理的、社会的諸条件から人口の減少には歯止めがかからず、少子高齢化が依然として進行しており、後継者不足や産業の振興、教育面などに支障を来すようになってきていることから、現況に即した有効な施策が急務となっている。

同じく、桂地区でも全国的な社会情勢等を背景に過疎地域指定を受けたため、同様に有効な施策の展開が必要である。

城里町第2次総合計画（以下「町総合計画」という。）では、七会地区を自然環境ゾ

ーンとして位置づけ、恵まれた自然環境や地域資源を活かしながら、住民と訪問者の交流事業を通したまちづくりを展開することとしている。

桂地区では、地域特性を考慮した市街地ゾーン、田園居住ゾーン、そして自然環境ゾーンを位置づけ、七会地区と同様に長期的・計画的な土地利用の推進を行うものとしている。

七会地区は、大規模な墓地公園や隣接する茂木町の「モビリティリゾートもてぎ」で開催される国際的なレースにより、首都圏からの来訪者が増えてきており、新たな交流事業としての振興策を進めているところである。

今後は更に地域の特性を活かし、産業の振興、観光施設等の整備、光ファイバ網による情報通信媒体活用による活力ある地域づくりを展開していくこととする。

また、主要道路の整備に伴い交通体系も整いつつあり、水戸市や笠間市、栃木県などへの通勤も可能となってきており、今後は広域的な連携強化も図る必要がある。

桂地区においても、国道123号バイパスの整備効果や操業している大規模事業所への支援等を通じ振興を図るものとしている。

このため、町総合計画によるまちの将来像や次のような基本方針に基づき、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図る。

1 まちの将来像

『人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち』

2 基本方針

- ・町民・企業と行政の協働に基づき、戦略的な視点の持続的発展を推進
- ・「環境」「景観」「歴史・文化」を重視した、生活・産業基盤が確立・発展できる住みよい地域の形成
- ・地域がこれまでに培ってきた地域コミュニティを基調としながら、地方自治の本旨である一体感のある住民自治を目指した地域活力の更なる向上

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(城里町人口ビジョンより)

	2025年	2030年	2035年	2040年
人口	18,456人	17,818人	17,357人	17,055人
出生率	1.64	1.78	1.93	2.07
社会増減	(転出人口の抑制) 2040年までに20歳代未満40%、20歳代60%、30歳代40%、40歳代50% 50歳代10%、60歳代10%の抑制 (転入人口の増加) 2040年までに全世帯の転入数が10%増加			

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価に関し、令和5年度に中間評価、また最終年度に評価を行う。

評価方法は、府内所管課等による内部評価と、地域の代表である区長へのアンケート実施等を図る。

また、そこで得られた内容について、町ホームページ等を通じ周知を図る。

(7) 計画期間

この計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画については、城里町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）における公共施設の管理における基本的な考え方を踏まえて、次に掲げる総合管理計画の基本方針と本計画に記載される公共施設等の整備が総合管理計画に適合されることを前提として、地域及び施設の特性を考慮した公共施設等の更新、維持管理及び利活用を図る。

- ① 公共施設の総量を減らす。
- ② 公共施設等の長寿命化を推進する。
- ③ 公共施設の再編・有効活用を促す。
- ④ 管理サイクルの強化体制を図る。
- ⑤ 各施設のコスト縮減努力を行う。
- ⑥ 持続可能に投資的経費を平準化する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

人口減少や少子高齢化の社会情勢への対策として、移住・定住を促進するため小勝地区での「お試し住宅」の整備、都心部向けの移住促進のためのPRパンフレットの作成やツアーコースを行った。また、都市交流事業による都心部住民との交流を図っている。

地域おこし協力隊員による移住などの実績はあるが、即効性のある効果には至っていない。

(2) その対策

- ① 移住等を検討している者に対して、町の風土及び町内での日常生活を体験してもらうお試し住宅の活用により移住・定住の促進を図る。
- ② 地域おこし協力隊の採用により、地域の活性化の促進及び将来への定住を図る。
- ③ 都心部住民を対象とした体験ツアーの開催や、観光物産でのイベント等を活かした都市交流の促進を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(2)地域間交流	山村ふれあい交流事業	町	交流人口の増 加による移 住・定住の促 進を図る。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

七会地区の農家数（農業経営体数）は年々減少しており、平成 22 年から平成 27 年では、48（12.5 パーセント）減少している。

桂地区においても、131（28.0 パーセント）の減少となっている。

近年の都市化等の影響もあり、急速に兼業化が進み、担い手の不足や農業従事者の高齢化による農業離れの進行、若年層の非農業部門への流出、耕作放棄地の拡大が大きな問題となっている。

また、中山間地域等においては、特に農業従事者の高齢化及び減少に伴って、後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で、一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作に大きな支障を及ぼすおそれがある。

畜産業においても生産者の高齢化、後継者不足、輸入自由化など農業と同様にさまざまな問題がある。

◎経営耕地面積（七会地区）

区分 年 度	農家戸数 ※ (戸)	経営耕地 面 積 (ha)	田 (ha)	畠 (ha)	樹園地 (ha)	一戸当たりの 耕地面積 (a)
昭和 45 年度	546	502.1	274.5	208.9	18.7	92
昭和 50 年度	515	435.1	255.1	143.9	36.1	85
昭和 55 年度	502	406.7	254.5	114.5	37.7	81
昭和 60 年度	482	396.3	254.5	106.1	35.7	81
平成 2 年度	471	371.0	247.4	86.0	37.6	78
平成 7 年度	444	353.5	240.4	81.5	31.6	80
平成 12 年度	425	336.0	237.0	73.0	26.0	79
平成 17 年度	321	280.6	204.4	60.8	15.4	87
平成 22 年度	288	265.7	194.5	55.0	16.2	92
平成 27 年度	240	230.0	167.0	54.0	9.0	95

※平成 17 年度以降は農業経営体数

（農林業センサス：経営耕地面積の状況より）

◎経営耕地面積（桂地区）

区分 年 度	農業 経営体数	経営耕地 面 積 (ha)	田 (ha)	畠 (ha)	樹園地 (ha)	一戸当たりの 耕地面積 (a)
平成 17 年度	597	686.7	346.8	325.2	14.7	115
平成 22 年度	503	601.5	329.2	259.2	13.1	119
平成 27 年度	372	524.0	306.0	208.0	10.0	140

(農林業センサス：経営耕地の状況より)

イ 林 業

七会地区の山林面積は総面積の約 8 割近くを占め、その保全管理を含め林業は重要な産業となる。

昭和 45 年以降は林業構造改善事業を実施し、林内路網の整備や特用林産物のしいたけ栽培に取り組んできた。近年では、おがくず等を利用した菌床栽培による舞茸、なめこなどの栽培も行われている。

国土保全や水源涵養、自然環境保全など森林機能を發揮していくことも求められており、桂地区・七会地区においても森林環境譲与税を積極的に活用し、森林環境整備など一層の有効活用を図っていく必要がある。

ウ 商 業

過疎地域の住民の生活を支える商店等は、人口の減少や情報化・車社会の進展などにより商業圏が拡大し、販売額の減少などにより閉店になった店もあり、商業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

また、商業を支える事業所も減少傾向である。

こうした中で、賑わいを見せる物産センター「山桜」や「道の駅かつら」及び隣接する茂木町の「モビリティリゾートもてぎ」への通過交通者に対応した沿道サービスや地域資源の開発による新たな展開が望まれている。

◎商業の概況（経済センサス活動調査調）

事業者数	平成 24 年	平成 28 年
七会地区	80	76
桂地区	199	194

エ 観光レクリエーション

七会地区の代表的な観光施設として、野外活動センター「山びこの郷」が昭和 59 年にオープンし、指定管理者の「城里町開発公社」が管理運営を行っていたが、宿泊施設の中止、体験施設の老朽化等に伴い、七会町民センターへ機能が集約された。跡地は、民間事業者が利活用等をしている。

桂地区でも清流那珂川がおりなす景色より、関東の嵐山とも呼ばれる御前山地域を中心とした豊かな自然を活かした観光地が形成されている。

今後は、町最高峰の鶏足山への登山客の増加により、駐車場整備など登山客をターゲットとした観光政策の展開等が期待される。

オ 企業誘致

農業が主な産業であったが、高齢化により農業の担い手不足となっている。地域の雇用の場としては、七会地区ではゴルフ場等があり、桂地区では操業している大規模な事業所等があるが、大きな雇用創出には至っていない。

雇用の確保と地域の活性化を図るため、企業誘致に取り組んでいるが、景気の低迷等により、企業の誘致には結びついていない。

(2) その対策

ア 農 業

- ① 農地の流動化の促進、耕作放棄地対策の推進を図る中で、消費者ニーズに沿った中核農家の育成と生産性の向上を図る。
- ② 認定農業者の支援や担い手の育成を図りながら農村環境の整備を推進する。
- ③ 地域間交流の推進と農産物の安定的な供給体制を図る。
- ④ 鳥獣害を防ぐ環境づくりや、捕獲を実施し農作物の鳥獣による被害の軽減を図る。捕獲に関する担い手確保のため、狩猟免許の取得促進・奨励を進めるとともに捕獲鳥獣の利活用を検討する。具体的には、ジビエ肉の利用拡大及び皮革製品の商品化などに取り組む。
- ⑤ ななかいの里コシヒカリ等、城里町ブランド推奨品のPRや販売促進に努める。
- ⑥ 畜産業については、厳しい現状の中ではあるが関係団体間の連携を密にし、経営の安定化、管理技術の向上等に努めていく。

イ 林 業

- ① 森林の持つ多面的な機能が十分発揮されるよう、森林の適切な経営や管理に向けた調査や体制の構築を進めるとともに、森林環境譲与税を活用した間伐等の実施や地場産木材の普及活用、林業を支える人材の確保や育成等を進め、森林資源の持続性向上と林業の振興に努める。
- ② 特用林産物としてのしいたけ・なめこ・舞茸栽培等については、原発事故により原木の確保が難しくなっており、栽培基準に該当する原木の確保と風評被害の払拭、販路拡大、品質の向上に努めるとともに、きのこ類等特用林産物の生産振興を図る。

ウ 商 業

- ① 商工業振興については、商工会等と協働し、物産センター「山桜」や「道の駅かつら」及び隣接する茂木町の「モビリティリゾートもてぎ」への通過交通者をターゲットにした新たな商業サービスなどを展開することで商業基盤の充実を図っていくため、必要な整備等を行っていく。
- ② 城里町ブランド推奨品の積極的な販売促進活動及び啓発を行い、地域産業や町のブランドイメージアップを図る。

エ 観光レクリエーション

- ① 観光レクリエーションは、地域経済や地域社会の活性化に重要な役割を果たすことから、物産センター「山桜」「道の駅かつら」などを交流拠点として、ソフト面の事業の展開を図っていく。
また、七会町民センター周辺における民間事業者との連携も模索する。

② 近年の健康志向ブームにより、ウォーキングやハイキングが盛んとなり、御前山や城里町最高峰の鶴足山への登山客が増えている。登山客をターゲットとした観光政策の展開を図るため、必要な整備等を行っていく。

オ 企業誘致

- ① 民間による住宅整備を推進し、町外からの定住促進に努め、公有地売却や優良な不動産を活用したIT企業（サテライトオフィス）の誘致を図る。
- ② 用地の造成等、誘致場所の確保を行い、高齢化社会に対応した福祉施設や自然を活かした研究開発施設等を誘致し、雇用促進に繋がる産業の活性化を図る。

カ その他（他市町村等との連携）

過疎指定地域を有する茨城県下市町において構成している「全国過疎地域連盟茨城県支部」にて他市町との相互間の緻密な連絡提携による過疎対策事業の充実強化を図っているため、今後も同組織を通じた他市町との連携等により、過疎地域における産業経済の発展振興等を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	中山間地域等直接支払交付金事業	町	基幹産業である農業、林業の振興を図る。
	(1)基盤整備 農業	農業競争力強化基盤整備事業負担	町	
	(1)基盤整備 林業	森林経営管理意向調査	町	
	(1)基盤整備 林業	森林環境譲与税基金 森林整備	町	
	(4)地場産業の振興 加工施設	鳥獣被害対策 処理加工施設等の整備	町	
	(4)地場産業の振興 加工施設	道の駅かつら移転整備事業（オートキャンプ場整備含）	町	「道の駅かつら」の移転を契機に、新しく魅力的な道の駅を整備する。
	(4)地場産業の振興 流通販売施設	物産センター山桜設備改修事業	町	老朽化及び施設利便性向上のため、空調設備改修工事を行う
	(9)観光又はレクリエーション	鶴足山駐車場整備事業	町	利便性向上及び近隣住民の安全確保のため、駐車場の拡張工事を行う。

(4) 産業振興促進事業

産業の振興を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条及び同法第24条に定められた振興すべき地域及び振興すべき業種を下記のものとし、上記の(2)その対策及び(3)事業計画のとおり、産業の振興への促進を図る。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧七会村全域	製造業、情報サービス業等、	令和3年4月1日～	
旧桂村全域	農林水産物等販売業、旅館業	令和8年3月31日	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

産業振興区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

七会地区では、情報インフラの整備として、住民と行政が多様で豊かな情報を相互に利活用していくため平成16年度に光ファイバ網整備を図り、地域情報ネットワークを構築した。

インターネット、広報事業、緊急時等の連絡手段として活用して来たが、機器の老朽化や技術の飛躍的進歩があり、時代に合わせた高度化した通信システム等の導入が必要である。

桂地区においては、民間業者等による光ファイバ網が構築されており、住民のインターネット利用等がされている。

(2) その対策

高度情報化に対応した通信システム等の設置並びに利活用を図り、充実した行政・地域情報ネットワークの形成を行う。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業・情報化	光ファイバ網整備 高度化更新事業	町	情報インフラの高度化により、時代に合った情報ネットワークの形成を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道 路

七会地区的道路網は、県道については中央部を南北に貫く笠間緒川線、東西に走る水戸茂木線をはじめ6路線があり、町道は182の路線がある。これらの道路等の整備改良は例年進んでおり、特にさくらトンネルの開通により笠間方面への交通アクセスは飛躍的に向上した。また、広域的な幹線道路としても役割が期待される広域農道（ビーフライン）の整備も平成15年度に笠間市まで供用開始された。しかし、幅員が狭い箇所もまだ残されており、今後も必要な改良等が望まれている。

町道は、1・2級道路は15路線、その他町道が167路線あり、これらの改良は順次行われているが、主要な道路や県道との接続部分、他市町との連絡道路などは早急な改良が望まれている道路もある。

更には、小勝地内の墓地公園や、隣接する茂木町の「モビリティリゾートもてぎ」の交通量の増加もあり、日常生活にも支障を来しつつある道路環境への対応のための改善等も必要である。

桂地区的道路網は、南北に走る国道123号を中心に、東西に走る県道阿波山徳

蔵線、錫高野石塚線、日立笠間線等があり、町道は、945の路線がある。これらの道路の整備改良は例年進んでおり、特に国道123号バイパスの一部開通により、水戸方面への交通アクセスは飛躍的に向上した。また、広域的な幹線道路としても役割が期待された広域農道（ビーフライン）の整備がされており、利便性の向上が図られたところである。

町道は、1・2級道路が14路線、その他の町道が931路線あり、順次改良が行われているが、主要な道路の幅員の拡張や県道との接続部分、他市町との連絡道路等は早急な改良が望まれている路線がある。更には、既に整備した道路の経年劣化の激しいところもあり、町民の日常生活に支障をきたさぬよう整備改善が必要である。

◎七会地区内の町道整備状況

(令和3年3月31日現在)

区分 所管別	実延長	改良済 延長	改良率	舗装済 延長	舗装率	路線数
町道	108,146m	58,962m	54.5%	71,136m	65.8%	182

(都市建設課調)

◎桂地区内の町道整備状況

(令和3年3月31日現在)

区分 所管別	実延長	改良済 延長	改良率	舗装済 延長	舗装率	路線数
町道	309,663m	69,465m	22.4%	137,465m	44.4%	945

(都市建設課調)

イ 地域公共交通

七会地区及び桂地区には城里町社会福祉協議会が運営する城里町全域を対象とした城里デマンド交通「ふれあいタクシー」及び（株）茨城交通による定期バス路線として桂地区では「野口線」七会地区では「常北・七会線」があるが、地区内外の移動は自家用車を利用する者が大半である。

しかし、特に路線バスは「野口線」は城里町の中心である石塚地区を経由し、水戸駅に繋がる重要な地域間幹線系統であり、高校生、高齢者等にとって重要な交通手段である。七会地区では七会中学校が廃校となったことにより、常北中学校へ通う生徒にとっても不可欠な交通手段であるので今後も確保していくかなければならない。

(2) その対策

ア 道 路

- ① 交通の軸となる県道（笠間緒川線、阿波山徳蔵線等）の改良促進並びに町道等の地域間の交流ルートの強化を図る。
- ② 地域間の連絡道とする栃越線・こび山線の整備を推進する。
- ③ 町道整備については、生活道路としての集落間内連絡道路及び公共施設の利便性を中心に計画的に進める。

イ 地域公共交通

① 地域住民にとって必要な公共交通手段として、路線バスの維持確保に努め、デマンド交通「ふれあいタクシー」の積極的な利活用を推進し、必要な補助を行う。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路	柄越線（改良） L 850m W 5.0m	町	上赤沢
		道木橋青梅線（改良） L 1,295m W 5.0m	町	塩子
		こび山線（改良） L 2,130m W 5.5m	町	小勝・塩子
		押寄木・大峰線（改良） L 2,000m W 5.0m	町	大網
		中妻線（改良） L 374m W 4.0m	町	下赤沢
		真端線（改良） L 1,000m W 5.0m	町	真端
		50号線（舗装） L 300m W 3.0m	町	小勝
		46号線（舗装） L 280m W 3.5m	町	小勝
		54号線（舗装） L 240m W 4.0m	町	塩子
		13号線（舗装） L 980m W 3.5m	町	塩子
		6-03号線（改良）（舗装） L 1733m W 6.0m	町	北方・高久
		6-04号線（舗装） L 2064m W 6.0m	町	上坪・下坪
		6-05号線（舗装） L 1443m W 6.0m	町	上坪・高久
		7-02号線（改良）（舗装） L 500m W 5.0m	町	上阿野沢・岩船
		7-03号線（舗装） L 500m W 5.0m	町	孫根

	8-0620 号線 (改良) (舗装) L 300m W 6.0m	町	阿波山・高久
	7-08 号線 (改良) (舗装) L 1500m W 5.0m	町	阿波山
	7-10 号線 (改良) (舗装) L 600m W 5.0m	町	栗
	8-0012 号線 (改良) (舗装) L 190m W 4.0m	町	下坯
	8-0061 号線 (改良) (舗装) L 134m W 4.0m	町	下坯
	8-0123 号線 (舗装) L 200m W 4.0m	町	北方
	8-0140 号線 (舗装) L 350m W 4.0m	町	上坯
	8-0176 号線 (舗装) L 97m W 4.0m	町	上坯
	8-0244 号線 (舗装) L 1176m W 4.0m	町	栗
	8-0312 号線 (舗装) L 592m W 4.0m	町	栗
	8-0343 号線 (舗装) L 331m W 4.0m	町	高久
	8-0443 号線 (改良) (舗装) L 816m W 4.0m	町	北方
	8-0512 号線 (改良) (舗装) L 113m W 4.0m	町	北方
	8-0568 号線 (舗装) L 427m W 6.0m	町	阿波山
	8-0587 号線 (舗装) L 539m W 4.0m	町	阿波山・栗
	8-0642 号線 (舗装) L 300m W 4.0m	町	高根・下阿野沢
	8-0721 号線 (舗装) L 207m W 4.0m	町	阿波山
	8-0723 号線 (舗装) L 892m W 5.0m	町	下阿野沢・阿波山

	8-0804 号線 (舗装) L 642m W 5.0m	町	上阿野沢
	8-0908 号線 (改良) (舗装) L 892m W 4.0m	町	上阿野沢・御前山
	8-1029 号線 (改良) (舗装) L 509m W 5.0m	町	孫根
	8-1032 号線 (舗装) L 939m W 6.0m	町	孫根・高根
	8-1056 号線 (改良) (舗装) L 729m W 4.0m	町	錫高野
	8-1075 号線 (舗装) L 981m W 6.0m	町	錫高野
	8-1078 号線 (改良) (舗装) L 790m W 4.0m	町	錫高野
	8-1078 号線 (舗装) L 1668m W 6.0m	町	錫高野
	8-0110 号線 (改良) L 500m W 4.5m	町	上坪・下坪
	8-0120 号線 (改良) L 200m W 4.5m	町	上坪
	8-0240 号線 (改良) L 200m W 4.5m	町	栗
	8-0375 号線 (改良) L 700m W 6.0m	町	高久
(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	路線バス運行補助	町	地域公共交通の確保
	デマンドタクシー運行事業補助	町	地域公共交通の確保

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の整備、交通手段の確保については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

七会地区の水道施設は、塩子地区簡易水道施設が平成4年度から平成7年度までの4か年事業で進められ、平成8年5月に塩子地区全域（一部小勝地区含む）に飲料水供給が開始されている。

未普及地区（対象人口1,560人）であった小勝地区の一部と徳蔵地区（徳蔵・真端・大網・上赤沢・下赤沢）についても、平成18年度から平成21年度までの4か年で給水事業を行い解消されている。

平成22年3月に、七会地区簡易水道は事業統合により小松系に編入された。

塩子浄水場は、浅井戸による取水のため安定供給していなかったこともあり、平成23年度から平成25年度の3か年で施行した塩子緊急連絡管工事により、小松浄水場系に統合し、飲料水の安定供給を確保した。

桂地区の水道施設は、昭和36年度に壱地区で簡易水道事業が創設され、その後拡張を重ね、昭和49年に旧桂村全区域とする「桂村水道事業」が創設事業認可をうけ、供用開始された。

平成21年度には城里町への合併に伴い「城里町水道事業」へ事業統合され創設事業認可を受けた。

平成24年度から平成30年度の7カ年で施工した水道施設再編事業により、8箇所ある施設の内、5箇所の改修を行った。

赤沢浄水場を増強し岩船浄水場から岩船配水場へ切り替え、岩船系は赤沢系への一元化が行われた。

平成30年度には災害等の緊急時の継続供給のため（緊急災害時の体制確保のため）石塚系と赤沢系をつなぐ石塚・高久配水連絡管が整備された。

今後は、配水管路を含めた施設の老朽化・耐震化対策を進め、安定した収益の確保等の持続可能な水道事業の実現が必要である。

イ 環境衛生

七会地区及び桂地区のゴミ及びし尿処理については、町で事業処理している。

し尿については、城里町衛生センターにおいて計画的に処理しているが、近年は河川浄化や衛生面から桂地区での公共下水道、農業集落排水処理施設の整備及び整備区域外での合併処理浄化槽の設置が増加しているが、未だ接続等に至っていない家庭等も存在している。

ゴミ収集についても、城里町環境センターにおいて分別収集しているが、環境への配慮や設備負荷軽減の観点からも、各家庭における排出量の削減などが望まれている。

ウ 消防施設及び緊急体制

七会地区の消防団は、昭和22年に非常備消防組織として設置され、地域住民の生命財産を災害から守るため活動をしている。また、消防力の強化を図るために防火貯水槽や消火栓の設置を進めている。

消防団は、4分団、89人の団員によって構成されており、平成11年4月に笠間地方広域事務組合に業務の一部を委託していた。その後、市町村合併に伴い、平成19年4月からは水戸市消防本部と業務委託をし消防・救急の常備化を図った。

桂地区の消防団は5分団、178人の団員によって構成されている。

旧常北地内にある出張所から遠距離となる一部地域への緊急災害時の現場到着所要時間などから、初期消化活動等を担う地元消防団員の確保・維持は重要な課題となっている。

若年層の流出、サラリーマン増加による職住分離の形態により減少している団員の確保を見据えた組織体制の見直しを図る必要がある。

◎消防施設・人員の状況（旧七会地区）

(各年度 4月 1日現在)

区分 年度	消防団		消防ポンプ自動車(台)		小型動力ポンプ 積載車(台)	
	分団数	人員(人)	常設	分団	常設	分団
平成 27 年度	4	100	—	5	—	8
平成 28 年度	4	101	—	5	—	8
平成 29 年度	4	96	—	5	—	8
平成 30 年度	4	100	—	5	—	8
令和元年度	4	94	—	4	—	4
令和 2 年度	4	96	—	4	—	4
令和 3 年度	4	89	—	4	—	4

◎消防施設・人員の状況（旧桂地区）

(各年度 4月 1日現在)

区分 年度	消防団		消防ポンプ自動車(台)		小型動力ポンプ 積載車(台)	
	分団数	人員(人)	常設	分団	常設	分団
平成 27 年度	5	196	—	6	—	8
平成 28 年度	5	189	—	6	—	8
平成 29 年度	5	183	—	6	—	8
平成 30 年度	5	182	—	6	—	8
令和元年度	5	182	—	6	—	8
令和 2 年度	5	178	—	6	—	8
令和 3 年度	5	178	—	6	—	8

(総務課 消防防災現況調査)

エ 公営住宅

定住促進からも重要な対策として、桂地区の公営住宅は、阿波山地内に 68 戸、北方地内に 36 戸、栗地内に 12 戸建設され、現在 69 戸 161 人が入居している。

七会地区の公営住宅は、小勝地内に 16 戸、塩子地内に 20 戸、徳蔵地内に 8 戸建設され、現在 33 戸 101 人が入居している。

一部の公営住宅において、単身入居を可能とする改正を行うなど入居条件の緩和に取り組んでいるが、今後も、人口定着と増加を図るため、U・I・J ターンの受け入れを意識し、入居条件の緩和や地域バランスを考慮した住宅環境の維持・整備を図ることが必要である。

(2) その対策

ア 水道施設

① 住民生活の向上を実感できる快適な生活環境を確保するうえで重要な施設であることから、施設維持のため老朽化や耐震化対策を推進する。

イ 環境衛生

① 生活環境の整備、河川環境の保全のため、公共下水道、農業集落排水処理区域での未接続者への接続推進や整備区域外での合併処理浄化槽の設置を推進し、涸沼流域地区にあっては、高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進する。

また、施設に対し老朽化により補修等が必要なものへの対応や、今後の計画的な

点検・改良等を定めていく。

- ② ゴミの排出量削減のため、資源ごみの分別回収を継続して実施し、リサイクルを図るとともに不法投棄防止に向けた監視体制の強化を図っていく。

ウ 消防施設及び緊急体制

- ① 消防ポンプ車や防火水槽並びに消火栓などの消防施設の充実を図るとともに、団員の確保を推進し組織の体制強化に努める。
- ② 緊急・災害時において、住民に対する迅速で正確な情報提供など、災害情報提供体制の充実・強化を図っていく。
- ③ 「城里町地域防災計画」防災ビジョンにおける「町民（自助）、地域（共助）、行政（公助）の三位が一体となった“防災と減災の環境づくり”」のため、平時からの防災教育や防災訓練の実施、災害時の共助の取組を促す自主防災組織の結成に向けた支援などを図っていく。

エ 公営住宅

- ① 地域に考慮した定住促進のための公営住宅の維持管理を図る。
- ② 広報活動や内覧会開催などによる入居者募集等のPRを行う。

（3）事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2)下水道処理施設・その他	合併処理浄化槽設置事業補助	町	国・県・町による補助金交付により、生活環境の向上を図る。
	(2)下水道処理施設	国道123号桂常北バイパス周辺区域管渠埋設工事等	町	国道バイパスの工事に伴う整備を行う。
	(2)下水道処理施設	施設等の計画的な点検・改良等	町	ストックマネジメント計画を策定し、定期的に点検・改良を実施していく。
	(2)下水道処理施設	施設等の補修工事等	町	老朽化・液状化等による不具合のある施設・設備・路面の補修工事を行う。
	(2)下水道処理施設	施設の耐水化対策	町	豪雨被害を教訓に耐水化対策を行う。

（4）公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針及び防災等においては城里町地域防災計画との整合性を図りながら、公共施設等の更新、

維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

将来の社会を担っていく乳幼児が年々減少してきており、少子化対策や子育て環境の改善が急務となっている。

七会地区では、認定こども園である「ななかいこども園」において保育を実施しており、現在 23 名が入所している。

桂地区では、私立経営による認定こども園「桂幼稚園」に 99 名の入所がある。

今後は、保育内容の充実や施設の老朽化に伴う整備等が必要である。

◎ななかいこども園（認定こども園）の入園状況

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
幼児人口 (七会地区)	2人	6人	6人	9人	7人	3人	33人
入所乳幼児数	0人	3人	3人	6人	8人	3人	23人

※地区外及び町外在住の入園者も含む

◎桂幼稚園（認定こども園）の入園状況

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
幼児人口 (桂地区)	21人	14人	14人	24人	27人	20人	120人
入所乳幼児数	1人	7人	12人	26人	28人	25人	99人

※地区外及び町外在住の入園者も含む

イ 高齢者の保健及び福祉

七会地区の 65 歳以上の人口は、平成 27 年国勢調査において 609 人と全体の 32.6 パーセントを占め、桂地区では 2,025 人、全体の 35.1 パーセントとなっており、今後も高齢化が進むと予想される。

高齢者が健康で生きがいのある生活を送るために、高齢者の健康づくり事業を積極的に推進しており、健康事業や健康教育、基本健診、胃がん検診、大腸がん検診などを実施し、予防医療に努めているところである。

一方、高齢者の生きがい対策として、75 歳以上の高齢者を招待する「敬老会」、「金婚式」、敬老祝金の支給、一人暮らしの高齢者に対する愛の定期便事業などを実施している。

高年者クラブにおいても趣味・娯楽・教養の向上・スポーツ（クロッケー・輪投げ・ペタンク・グラウンドゴルフ）など、健康を目的とした、各種事業等を実施している。

更に、世代間の交流を深めるために、三世代による軽スポーツ及び民芸品づくりなどをとおして明るい家庭の堅持と生きがい対策に努めている。

今後、高齢人口の増加に伴い、高齢者の社会的役割が重要となってきていることから、地域住民が健康で豊かな生活が営める福祉社会の構築を目指して施策を講じていく必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境

- ① 乳幼児がよりよい環境のなかで健全に保育されることは児童福祉の基本であり、乳幼児期の各種健診、家庭全戸訪問事業の充実に努め、児童の健康・福祉の向上に努める。
- ② 女性の就労と子育てを支援するため、保育所・認定こども園等の整備を図り、保護者の要望に対応できるよう子育て支援の充実に努める。

イ 高齢者の保健及び福祉

- ① 介護保険制度を円滑に進めるため、保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステム推進事業を進めるとともに、介護サービスの充実や高齢者を支える地域づくりの推進を図る。
- ② 高齢者が生きがいをもって生活を送るために、健康づくり事業や健診を積極的に進め、病気の早期発見や予防に努める。
- ③ 高齢者一人ひとりが自らの状態にあった活動を行い、生きがいを感じながら暮らせるよう、趣味や地域活動、生涯学習等への支援を行う。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	公立認定こども園の改修工事	町	子育て支援の充実を図る
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	七会保健福祉センター維持補修修整備工事	町	維持補修整備により施設の長寿命化を図る

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

七会地区の医療機関は、城里町国民健康保険七会診療所のみであり、診療所は基幹的な施設として診療及び施設の充実に努め、その役割を果たしてきた。

診療については、勤務常勤医師が1名、歯科医師が1名のほか県立中央病院と連携し、重症患者等に対する医療体制の強化を図っている。

住民の大半は日常医療を診療所に頼っており、地域住民にとって診療所に対する期待は強く、今後も診療・保健・在宅診療など包括的な医療が望まれている。

歯科においては、診療所に併設されており、予約制による治療を行っている。幼児期からの予防意識の高揚を図るとともに、初期治療に対する指導を図っている。

その重要性から、施設や医療機器等の整備を図ってきたが、これらの整備は今後も必要となっている。

桂地区の医療機関は、城里町国民健康保険沢山診療所歯科診療室のほかに、民間の診療所1件と歯科医院1件で地域医療を支えている。

城里町国民健康保険沢山診療所歯科診療所においては、七会診療所歯科診療室と同様に予約制による治療を行っている。幼児期からの予防意識の高揚を図るとともに、初期治療に対する指導を図っている。今後も地域住民が安心して受診できるよう、老朽化した医療用機器の更新が必要である。

(2) その対策

- ① 住民が必要に応じて、医療を受けられるよう、施設の充実やスタッフの確保を図り、早期発見・早期治療・予防など幅広い医療体制の充実を図るとともに運営の健全化に努める。
- ② 第一次医療機関としての機能を維持し、安心して受診できるように医科と歯科に特化した診療棟の改築及び医療機器の更新・施設の整備等を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所 (3)過疎地域持 続的発展特別 事業 自治体病院	超音波画像診断 装置更新	町	安心できる医療体制の充実を図る。
		歯科診療ユニット の更新	町	老朽化した歯科診療ユニットの更新を行う。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

医療の確保区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

七会地区及び桂地区は、少子化等により年々児童生徒数が減少したことから、小中学校ともに統廃合が進み、七会地区は小学校1校、桂地区は小学校2校、中学校1校となっている。

統廃合により、通学困難となる児童生徒にはスクールバス等の運行等の支援を行っているが、多様な解消策を検討し、通学路の利便性を確保するとともに、交通安全対策、防犯対策を図る。

◎小中学校の状況

(各年度5月1日現在)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
七会小	78人	6	79人	6	70人	6	65人	6	58人	6
桂小	116人	7	116人	7	109人	7	103人	7	92人	7
沢山小	96人	7	95人	8	85人	8	85人	8	79人	8
桂中	151人	8	136人	7	116人	6	101人	6	104人	6

◎施設の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	小学校			中学校
	七会小学校	桂小学校	沢山小学校	桂中学校
敷地面積	11,130 m ²	20,830 m ²	12,689 m ²	34,050 m ²
必要面積	2,500 m ²	2,636 m ²	2,636 m ²	2,515 m ²
保有校舎面積	2,002 m ²	1,863 m ²	2,021 m ²	4,443 m ²
教室数	14	17	15	23
屋内運動場面積	0 m ²	420 m ²	432 m ²	1,599 m ²

イ 生涯学習

多様化する住民ニーズに対応するため、各種の生涯学習事業を展開している。桂地区においては、桂公民館、岩船地区分館において、各種事業や教室等を開催しているほか、集落センター等が整備されており生涯学習施設としての活用が図られている。

七会地区においては、七会町民センターを生涯学習の拠点とし、塩子生活改善センターや集落センターにおいて、各種教室等が開催されている。

また、桂地区においては、幅広い年齢層を対象に読書や学習の機会の充実、郷土愛の醸成等を図るために、桂図書館・郷土資料館を整備している。七会町民センター図書室と連携し、地区の読書活動の推進を図る。

生涯学習については、『町民が主体となる・生涯学習の展開に努めます』を目標に、これらの施設が一体となって、住民が生涯にわたって学習できる機会や情報の提供を図っていく必要がある。

各種事業・教室等で参加人員の向上が事業推進上重要である。

ウ 体育施設

社会体育施設については、グラウンド・体育館・クロッケー場等をはじめ、多くのスポーツ団体（スポーツ協会加盟団体・スポーツ少年団・高年者クラブ等）が利用している。

◎施設の状況（七会地区）

区分	面 積	利 用 種 目 等
塩子運動広場(塩子地内)	15,000 m ²	野球・ソフトボール
下赤沢運動広場(下赤沢地内)	6,000 m ²	ソフトボール・少年野球
七会体育館(徳蔵地内)	720 m ²	バレー・バスケットボール・バドミントン
花山体育館(塩子地内)	640 m ²	バレー・バスケットボール・バドミントン
クロッケー場(塩子・徳蔵・小勝地内)	2,200 m ²	クロッケー
花山プール(塩子地内)	735 m ²	町民プール
七会町民センターハウス(小勝地内)	1,641 m ²	各種屋内スポーツ
七会町民センターグラウンド(小勝地内)	15,720 m ²	サッカー・グラウンドゴルフ等
七会町民センタートレーニングルーム(小勝地内)		器具使用によるトレーニング

◎施設の状況（桂地区）

区分	面 積	利 用 種 目 等
大桂公園運動広場(阿波山地区)	12,749 m ²	サッカー・ソフトボール・レクリエーション等
大桂公園ふれあい広場(阿波山地区)	3,915 m ²	滑り台・ブランコ・シーソー・スプリング遊具・砂場
桂運動公園(御前山)	27,197 m ²	野球・ソフトボール
桂体育館(阿波山)	1,227 m ²	バスケットボール・バスケット卓球・バトミントン
栗多目的運動広場(栗地区)	5,850 m ²	ソフトボール・ゲートボール
下坪グラウンド(下坪地区)	3,042 m ²	レクレーション

(2) その対策

ア 学校教育

小学校については、児童数の減少を考慮し、町費教職員の採用を含め、教育環境整備を図っていく。

イ 生涯学習

- ① 生涯学習についての理解を深め、住民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、文化教養を高め得るような環境づくりに努める。
- ② 住民の希望等を検討し、魅力ある事業を開発するとともに、各種のリーダーの養成を図っていく。また、時代に即した学習機器等の整備に努める。

ウ 体育施設

地区運動広場等の利用により、生涯スポーツの振興と体力の向上並びに健康に対する意識の高揚に努める。

(3)事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設	七会小学校校舎外壁修繕事業	町	教育環境の向上により、豊かな教育内容を学べることを図る。
		桂小学校校舎屋上防水改修事業	町	
		桂小学校屋内運動場内部改修事業	町	
		沢山小学校校舎改修事業	町	
		沢山小学校屋内運動場内部改修事業	町	
		七会小学校スクールバス運行	町	
		桂小学校スクールバス運行	町	
	(3)集会施設、体育施設等	通学費補助	町	
		花山体育館屋根防水修繕事業	町	
		花山体育館耐震診断・耐震補強事業	町	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	七会体育館外壁等修繕事業	町	
		桂公民館外壁修繕事業	町	

(3)集会施設、体育 施設等 図書館	桂図書館・郷土資 料館空調設備他改 修事業	町	
-----------------------	-----------------------------	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

教育の振興区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、教育施設等長寿命化計画に基づき、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 集落等整備の方針

七会地区は、集落が7つの旧大字単位で構成され26自治会となっている。平成16年には区長制度を取り入れ8区制となっている。

桂地区は、14区と138自治会となっている。

地域的には地理的条件から集落の整備状況や構成人口に格差が生じており、集落の維持が困難な状況になりつつある。

特に、少子化については深刻となってきており、今後の定住人口対策等が望まれている。

地域住民が生きがいをもって生活を営むには、自治会としての組織形態の存続が必要不可欠であり、今後とも集落の特色、地域住民の意見を反映した環境整備に努め、地区外の方々との交流を通した活性化を図る必要がある。

イ 住 宅

七会地区及び桂地区では、若年層の流出、高齢化等が進行しており、生産力の低下・人口の減少・過疎化傾向に歯止めをかける必要がある。

車社会と道路事情の改善が進むなかで、水戸市・笠間市・常陸大宮市をはじめとする近隣市町村への通勤が可能であることや、都市部からの用地等の問い合わせがあることからも、今後とも定住促進のための公営住宅の維持・整備が必要である。

(2) その対策

ア 集落等整備の方針

地域の連帯性を助長するコミュニティや区長制度の充実、生活道路の緊急整備を核とした生活環境の改善を図っていく。

集落機能の維持・強化のため、地域外の若者等が地域に入り、農作業や集落行事等を手伝う交流事業を促進するとともに、過疎地域持続的発展支援交付金等を活用し、地域の持続的発展を推進する。

イ 住 宅

若い世代の定着と人口増加を図るため、U・I・Jターン者を積極的に受け入れられるよう若年層向けの公営住宅を整備・維持し、入居者募集のPRにより定住を図る。併せて、移住者向けの宅地造成を行う等、定住促進及び集落の活性化を図る。

また、住民が安全及び安心して暮らせるよう、リフォーム等の促進を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

集落の整備区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 文化財保護

七会地区の指定文化財等は、県指定が 5 件及び町指定が 7 件のほか、埋蔵文化財包蔵地が 18 箇所ある。

桂地区の指定文化財等は、県指定が 1 件及び町指定が 22 件のほか、埋蔵文化財包蔵地が 25 箇所ある。

また、城里町文化財保護審議会の意見等をもとに、貴重な文化財を指定するなどして、その保護を図っている。なお、平成 10 年度に桂地区、平成 16 年度に七会地区の郷土史の編纂整備が図られたところである。

今後の課題としては、文化財の保護のもと、将来にわたり伝え残すべき資料の整理を進め、保存活用しなければならない。

◎県指定文化財（七会地区）

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者	所 在 地
彫 刻	木造弘法大師像	昭 37. 2.26	徳蔵寺	徳 蔵
〃	両界曼荼羅版木	〃	〃	〃
工 芸 品	礼 盤	〃	〃	〃
〃	銅 鐘	昭 42. 3.30	佛國寺	塩 子
彫 刻	鋳造十一面千手觀音菩薩像	昭 42.11.24	〃	〃

◎町指定文化財（七会地区）

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者	所 在 地
名 勝	佛國寺奥ノ院	昭 58. 3.31	佛國寺	塩 子
有形民俗文化財	徳蔵寺の駕籠	〃	徳蔵寺	徳 蔵
建 造 物	徳蔵寺大師堂	平元. 3.15	〃	〃
史 跡	伊藤益荒 伊藤斎宮（水戸天狗党）自刃の碑	昭 58. 3.31	押寄木自治会	小 勝
天然記念物	小勝のかや	平元. 3.15	個人所有	〃
無形民俗文化財	八木節源太おどり	平 10. 4.23	下赤沢民俗芸能保存会	下赤沢

彫 刻	木造聖観音菩薩立像	平 15. 5. 2	個人所有	大 網
-----	-----------	------------	------	-----

◎県指定文化財 (桂地区)

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者	所 在 地
無形文化財	栗野春慶塗	平元. 1.25	稻川武男	栗

◎町指定文化財 (桂地区)

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者	所 在 地
彫 刻	悪路王面形彫刻	昭 48. 1.20	鹿島神社	高 久
書 跡	大山義勝載書	〃	大山寺	高 根
史 跡	下坪館跡 (別称 檻山)	〃	個人所有	下 坪
史 跡	高久館跡	〃	個人所有	高 久
史 跡	平治館跡	〃	個人所有	北 方
史 跡	孫根城跡	〃	個人所有	孫 根
史 跡	毘沙門塚古墳群	〃	個人所有	高 根
史 跡	大山城跡	〃	個人所有	阿波山
史 跡	頓 (徳) 化原古墳	〃	城里町	北 方
彫 刻	鹿島神社本殿	昭 49. 4.20	鹿島神社	高 久
彫 刻	壁面觀世音像	〃	觀世音地区 以道会	孫 根
工 芸 品	刀剣 (常州水戸住板東太郎 鎮正入道卜伝)	〃	個人所有	栗
工 芸 品	刀剣 (常州笠間住正次)	〃	個人所有	栗
書 跡	黒澤止幾の東海道五拾三次の歌	〃	個人所有	錫高野
史 跡	万歳藤	〃	個人所有	上 坪
史 跡	赤沢江跡	〃	城里町	城里町
天然記念物	藤の群生	〃	石船神社	岩 船
書 跡	吉宗公御朱印状	昭 55. 2.23	大山寺	高 根
建 造 物	高根山大山寺山門	昭 57. 11.4	大山寺	高 根
無形文化財	桂雛	平 27. 3.30	小佐畠孝雄	阿波山
史 跡	黒澤止幾生家	平 28. 3.1	城里町	錫高野
絵 画	イコン「至聖生神女」	平 31. 3.28	坪ハリスト ス正教会	上 坪

(2) その対策

ア 文化財保護

文化財の滅失・散逸等を防止し保存活用を図るため、文化財の指定等を行うなどして、住民の文化財保護意識の高揚を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	山村文化資源伝習館屋根等改修事業	町	住民の文化財保護意識の高揚を図る。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化の振興区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

東日本大震災以降、再生可能エネルギーも含めた多様なエネルギー源の活用が求められていることから、太陽光、水力、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入拡大が期待されている。

国の政策などを背景に、太陽光発電施設の設置が多く見られ、メガソーラー施設建設もあった。

しかし、土地開発や山林伐採による自然破壊への懸案、地元住民への生活の影響を伴うことから自然環境への調和と地元住民の理解促進が重要である。

(2) その対策

自然環境への調和や地元住民の理解促進を前提とし、太陽光、水力、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの利活用による、地域資源の有効活用を図る。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

東日本大震災の被害等により、桂地区の支所機能は仮庁舎となっているため、将来的な機能移転や公民館機能との統合等の検討が必要である。

(2) その対策

仮庁舎となっている桂支所の機能の効率的な機能強化を図り、住民利便性の向上を目指し、桂支所の公民館への移転による機能との統合等を検討する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		桂町民センター整備事業	町	仮庁舎となっている桂支所の整備を行う。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業・情報化	光ファイバ網整備 高度化更新事業	町	情報インフラの高度化により、時代に合った情報ネットワークの形成を図る。
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	路線バス運行補助	町	地域公共交通の確保
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	デマンドタクシー運行事業補助	町	地域公共交通の確保
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所 (3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	超音波画像診断装置更新	町	安心できる医療体制の充実を図る。
		歯科診療ユニットの更新	町	老朽化した歯科診療ユニットの更新を行う。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		桂町民センター整備事業	町	仮庁舎となっている桂支所の整備を行う。